

池田町議会改革等推進特別委員会視察研修（大町市）の概要

1. 日 時 平成23年8月3日 13:30～15時
2. 場 所 大町市議会
3. 参加者 宮崎、薄井、内山、櫻井、矢口新平、和沢、伊藤議会議務局長
4. 対応者 大町市議会議長 大厩富義氏 議会運営委員長 岡 秀子氏
議会議務局長 北沢徳重氏
5. 大町市議会議長 大厩富義氏挨拶

市民の声（議会が見えない）、地方分権の流れを受け、議会改革基本条例の制定に取り組んだ。実行可能な大町方式とした。市民の声を基本条例に活かし、一緒に作っていくことが重要である。

6. 大町市議会基本条例の説明（岡 秀子氏）

- ・議会基本条例は H21 年 6 月の議長の諮問により議事運営委員会で検討を開始した。
- ・H21 年 6 月から H22 年 10 月（1 年 4 カ月間）まで 21 回の委員会と 5 回の全議員検討会、視察 4 回（松本市、飯田市、千葉県流山市、会津若松市）、講演会（法政大広瀬克哉教授、料金 7 万円）、ブレインストーミング（課題：市民により身近な議会に改善できること）、パブリックコメント、市民との意見交換会などにより H22 年 9 月条例案を議会上程し、全会一致で可決、H22 年 10 月施行までこぎつけた。
- ・条例 19 条で市民とのテーマを決めた**意見交換会の開催**、市民意見を整理して政策提案を推進するための**政策調整委員会の設置**を設けた。
意見交換会では求められない限り、個人的見解は述べない。
意見交換会で出された意見は政策調整委員会で仕分し、総務文教等の委員会で論議する。
第 1 回意見交換会は、平成 22 年 9 月で開催。（前議員参加、議会報告後意見交換）
第 2 階意見交換会は、23 年 10～11 月実施予定。（3 班 6 人体制で 6 地区での開催予定）
団体からの希望によりテーマを設けた意見交換会を開催することもある。
- ・条例 15 条での**政策等の形成過程説明資料**は京都丹後市の様式を参考にしたが、**行政・議会とも分かり易いとの評価**である。
- ・条例 14 条 3 で市長等の反問権を認めているが、今までに使用されたことはない。
- ・条例 17 条の自由討議は賛否が分かれた時、理事者側に退席を求め、**議員間の自由討議**を行う。この条例により自由討議が活発となり、予算削減などの成果も出ている。
- ・条例策定では、市民に開かれた議会となること、文章の文言に心をくいだいた。
- ・条例制定により市職員の議会をみる目が変わってきた。
- ・市議会の申し合わせ事項として、市から補助金、負担金、指定管理を受けている法人・団体の役員に議員は就くことはできない。この兼業禁止の申し合わせは 7 ヶ月間に 6 回の審議により合意作成した。適用は 24 年 4 月 30 日から。
- ・流山市議会の議会基本条例の作成過程を通じて議員報酬が上がった。